

第二十四回国会 参議院内閣委員会會議録第九号

昭和三十一年二月二十八日(火曜日)午前十時五十三分開会

委員の異動

二月二十四日委員岡田宗司君辞任につき、その補欠として吉田法晴君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小柳 牧衛君
理事 野本 品吉君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

植竹 春彦君
中山 壽彦君
田畑 金光君
吉田 法晴君
豊田 雅孝君
廣瀬 久忠君

国務大臣

正力松太郎君

政府委員

内閣官房副長官 田中 榮一君
内閣総理大臣 賀屋 正雄君
官房審議室長 丸山 信君
調達庁次長 大石 孝章君
調達庁不調達部長 杉田正三郎君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 保岡 豊君

説明員

会計検査院事務 保岡 豊君
総局第二局長 保岡 豊君

第一部 内閣委員会會議録第九号

昭和三十一年二月二十八日【参議院】

本日の會議に付した案件

○連合審査会開会の件

○科学技術庁設置法案(内閣送付、予備審査)

○總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案(千葉信君外六名発議)(第二十三回国会継続)

○公共企業体職員等共済組合法案(植竹春彦君外二十七名発議)(第二十三回国会継続)

○国家公務員制度及び恩給に関する調査の件

○公務員の薪炭手当に関する件

○国防衛に関する調査の件

○基地問題の現状に関する件

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから開会いたします。

委員の変更について御通知申し上げます。二月二十四日、岡田宗司君が辞任されました。その補欠として吉田法晴君が本委員に選任されました。

以上、御通知申し上げます。

○委員長(小柳牧衛君) 次に、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

臨時教育制度審議会設置法案につきましても、文教委員長から、本委員会と連合して審査を行いたい旨の強い御希望もございますので、本案につきま

しては、本院規則第三十六条に基づきまして、文教委員会と連合審査会を開会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。日時その他につきましては……

○千葉信君 その点についてですが、この前も總理府設置法の一部を改正する法律案の關係について連合審査会を申し込まれて、当委員会としては異議なくこれに賛同いたしました。今回また、ただいま委員長からお諮りのように連合審査を申し込まれておりますが、やはりその日時等については、予備審査の段階ではなくて、本審査の段階において連合審査をするように委員長の方で御考慮をお願いしたいと思います。

○委員長(小柳牧衛君) ただいま千葉君の御要求もございまして、その趣旨をよく考えまして、日時その他につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(小柳牧衛君) 次に、科学技術庁設置法案を議題にいたします。

まず、政府から本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(正力松太郎君) 今回提出いたしました科学技術庁設置法案につきましては、その提案理由及び内容の概要を説明いたします。

科学技術の振興し、国民経済の自立発展と生活水準の向上に役立たせるこ

とは、国内資源が乏しく脆弱な経済基盤の上に、膨大な人口を擁する今日のわが国にとつては、きわめて緊急を要し、かつ重要な問題であります。しかるに、わが国におけるこれら科学技術に関する行政を所掌する行政組織は、それぞれ所管行政に依りて關係各省庁において分担いたしてございまして、科学技術全般に関する基本的な政策を企画立案し、及び推進するとともに、關係各省庁の科学技術に関する行政の総合的調整を行つ行政機関を急速に設ける必要に迫られておるのであります。これがため、政府といたしましては、原子力利用をも含めた科学技術に関する行政を総合的に推進する組織として、現在の總理府原子力局を含めて、新たに總理府の外局として科学技術庁を設けることとし、今回この科学技術庁設置法案を提出いたしました次第であります。

以下、本法案の内容につきまして主要な点を説明いたします。

まず、科学技術庁の所掌事務は、科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進、關係行政機関の事務の総合調整、關係行政機関の科学技術に関する経費の見積方針の調整、日本學術會議との連絡、試験研究の助成、原子力利用に関する事務、資源の総合的利用のための調査、発明及び実用新案の奨励及び実施の推進、科学技術及び資源の総合的利用に関する内外の動向の調査分析、資料統計の作成、頒布並びに所掌事務に関する広報及び啓蒙を行

うこととあります。この科学技術庁の所掌事務につきまして特に注意すべきことは、大学の研究の自由を確保する必要上、特に「大学における研究に係るもの」をその行政の対象から除いたこととあります。

科学技術庁の長官は、国務大臣をもつて充てるとし、所管行政に関する重要事項につきましても、關係行政機関の長に対し勸告を行い、勸告の結果について報告を徴し、また特に必要と認めるときは、内閣總理大臣に対し、閣議で決定した方針に基づいて、内閣法第六条の規定に基づく措置をとるよう意見を具申することができるとを明らかにいたしました。

次に、科学技術庁の組織であります。が、内局といたしましては、長官官房のほか、企画調整局、原子力局、資源局及び調査普及局の四局を置くこととしたしております。またその所管行政が広範かつ専門的な分野にわたりますので、特に長官、次官のほか、科学技術庁に科学審議官を、長官官房及び各局に科学調査官を置いて、広い視野から所管行政の方策決定に参画せしめるとともに、特に付屬機關たる研究所に科学研究官を置き、専門的事項の研究に従事せしめることとしたしております。さらに、所掌事務の性質上、重要施策に参画せしめるため顧問及び参事を置くことができることとしたいたしました。

次に、科学技術庁の付屬機關といたしましては、研究機関として航空技術

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

からこちらに書類が送られてきた、こ
ういふ事柄であります。それから、た
め池をつぶしたから、ため池のかわり
を作つてやる、あるいは道路をつぶし
たから、迂回してやるけれども道路を
作つてやる、こゝろが話があつたが、
それももう何年もたつてゐるけれども
実際に全然実現もしない。それから防
風林を伐採して、これは海に向かつて実
弾射撃をやつておるわけですが、九十
九里浜のようにやつておるのでありま
すが、それについての補償も全然な
い。あるいは防風林にかわるべき措置
のごときはなおさらであります。いろ
いろな今言ひわけがなされましたけ
れども、同じ時期に伐採をした蘆屋の防
風林に対しては、すでに数年前から補
償がなされておる。どうしてかくのご
とく築城の飛行場の関係については補
償がせられないのか、その点について
お尋ねいたします。

○政府委員(丸山信君) 補償をすべき
ものは当然補償すべきものであります
ので、それも委員会の御調査、報告の
ものを承つておりますので、不動産
部長が本日その件についても詳細に御説
明に後ほど上るようになっております
から、御了承願ひます。

○吉田法晴君 それじゃ不動産部長が
来られるのを待ちます。

それから砂川その他、その他に示さ
れたかどうかはわかりませんが、協力謝
礼金についてですが、前の国会の終り
ごろ、予算委員会で会計検査院の方に
来ていただきました、この補償でない
ような金が施設提供費の中から出し得
るかどうか、こゝろが質問をいたしま
したところが、こゝろがこゝろはな
つてなかつたから、こゝろがこゝろはな

いはずだ、重ねて問ひましたけれど
も、こゝろがこゝろはなつた、こゝろ
の後のいふ砂川の条件派と言われ
る人、あるいは新聞等にも、補償でこ
れはないとまあ考えられるのでありま
すが、土地に正比例をせずに、ただ協
力をするかしないか、協力というの
は、喜んで提供をするかしないか、そ
ういふことで出されておる金、出そう
とする金であるかのようにまあ聞くの
であります。まずどういふ金でどうい
う工合に出そうとしておられるのか、
それから一つお尋ねしたいと思ひ
ます。これはまず会計検査院の方は実
態をよく御存じないようですから、調
達庁の方から御説明を願ひたいと思ひ
ます。

○政府委員(丸山信君) 協力謝金の問
題のお尋ねと存じますが、予算的には
防衛支出金、この防衛支出金の中に
いふゆる施設区域、あるいは一般に基地
と申します。それに要する経費をまか
なりわけでございますが、新規拡張、
つまり砂川その他飛行場の拡張等の場
合におきましては、土地の買い上げ、
それから飛行場のために支障になるよ
うな建物、その他のいろいろな除却と
いうようなことが必要でございます。
これに關しまして、重大な個人の財産
権の問題でございますから、十分に買
収し、あるいは補償をいたすのはも
ちろんでございまして、全般的に広い
区域等の問題で、この施設区域に要す
る土地等の米軍側への提供、この提供
を円滑に、しかも迅速に実現ができる
ようなための必要な経費は、やはり施
設区域提供費のうちで支弁して差しつ
かえないものと考えておりまして、そ

の意味から、今の関係者には補償費等
とは別途に、協力をいただいた方に協
力謝金を支出しようと考えたわけでご
ざいます。

○吉田法晴君 性質はあとで伺ひので
すが、具体的な案をどういふ構想であ
るか、具体的に示しを願ひたい。

○政府委員(丸山信君) 大体その関係
土地の関係人、つまり所有者権者ある
は、その他いろいろな権利者等に関しま
して、その権利の性質あるいはものの
実態というものの差別を若干つけまし
たが、五万円から三十五万円、その範
囲において実態に応じて謝金を支出し
よう、ただし、いろいろの権利関係、
あるいはものの実態が同一の所有者で
だぶつておられるといふものは合算し
たしますが、しかしそれといふことも五
十万円をこえないようにしよ、こゝろ
いう基準のもとに協力謝金を支出いた
したいと考えております。

○吉田法晴君 まだ具体的には明らか
になりませんけれども、五万円から三
十五万円の範囲ですか。実態に應ずる
云々といふことですが、それはいわば
実態に応じてということですから、調
達庁なら調達庁の係官が任意にやり得
ることですか、だれがきめるのか。そ
れから五万円あるいは三十五万円の決
定は任意にやり得るのか、それとも標
準があるのか、こゝろが点はどうで
すか。

○政府委員(丸山信君) 調達庁長官が
標準を定めております。五万円といふ
場合はどういふ場合であるか、十万円
といふ場合はどういふ場合であるか、
二十万円といふのはどういふ場合であ
りますか、その標準は調達庁長官が定
めております。

○吉田法晴君 そうすると、その標準
といふのは何ですか。

○政府委員(丸山信君) 土地建物に分
けまして、土地ではまず所有者権者及び
耕作者を対象とする場合に、面積一反
歩未満者五万円、一反から四反二十万
円、四反から六反三十万円、六反以上
三十五万円、これが土地に關する関係
でございます。それから建物の関係で
申し上げますと、店舗工場等を所有し
て経営されている方、これに対して三
十五万円、店舗工場を所有してはな
く貸借で経営されている方三十万円、そ
れからその他の建物を所有して居住して
おられる方三十万円、建物を所有して
貸借で居住している方が二十五万
円、今度は居住しておらない建物
を貸しておられる方に、この場合に十
万円、それから建物を直接貸してはな
く転貸してしている方五万円、それから
建物全体ではなしに、そのうちの一部
分、借間等の方に五万円、かようなの
が具体的な基準でございます。

○吉田法晴君 それは補償ではなく
て、喜んで受けるかあけぬか、あるい
は喜んで受けるかあけぬか、それだけ
でさういふ金を渡す、こゝろが性質の
ものですか。

○政府委員(丸山信君) 補償ではなし
に、補償とは別個に、国の仕事の要請
に応じて協力していただいた、こゝろ
の意味合ひで別個に支給するつもりで
おります。

○吉田法晴君 ですから補償ではなけ
れば性質は何ですか。

○政府委員(丸山信君) 性質はあるい
は報奨金あるいは謝礼金といふような
ものに類するものと考えてまして、これ

は法令上の補償とは別に、国の施策に
必要と認めた行政措置として出すもの
と、かように思つております。

○吉田法晴君 その法上の根拠をお示
しをいただきたい。

○政府委員(丸山信君) 先ほども申し
上げましたように、法令上義務的に政
府が支出を要するものではございませ
んが、国の施策上必要な、行政措置と
して必要な経費でございまして、予算
の認めるところでありますので、予算
に認められる範囲内の必要な行政措置
である、かように考えております。

○吉田法晴君 予算については一番最
初に防衛支出金云々、あるいは施設提
供費だと思ひますが、法令上の義務
的なものではない云々といふお話で
す。そこでまあ会計検査院にお尋ね
したいのですが、補償でないといふ
金が出たことはいない、あるいは出る
はずがない、こゝろが御答弁です。そ
のときに会計検査院から、電源開発
でしたか何かで、あるいはこゝろが事
例があつたかもしらぬけれども、国の
予算についてはこゝろが事例はなかつ
た。国の金はこれは税金で国民から取
り立てたもの、あるいはそれに準ずる
もの、従つて民主的な財政制度のもと
においては、取り立てる方も国会の承認
を得、国民自身の承認がなければ取り
立てることはできない。それから出す
にしても、これは国民が、国会を通じ
てでありまして、承認をした出し
方をする以外にない。行政は法律に従
つてやらなければならぬことは、これは
憲法にもはっきり書いてございまして。
それで法令上の根拠はこゝろがこゝろ
にあるかといふことをお尋ねしたので
すが、今の程度しかないので、会

計検査院の御所見を承わりたいと思ひます。

○説明員(保岡豊君) 私が去年参議院の予算委員会、吉田先生の協力謝金についてのお話がありましたときに、まだ協力謝金という名前もそのときわからなかった、内容がよくわからなかった、内容がよくなりました。私申し上げたのは、内容がよくわからぬが、何か民間でやっているお礼みたいなもの、民に思ひが、そういうお礼みたいなものはまだ官庁で出したことではない、ただいまの御質問に對しましては、先ほど調達庁の次長から申し上げましたように、予算には防衛支出金とありまして、防衛支出金の項の目的は必要な経費である、その安全保障条約に基く駐留に關し、わが方で支出する必要な経費である、こういうふう書いてあつたかと思ひますが、必要であるかどうかということが問題です。もしも必要であるとすれば、予算がそういうふうになつておるのである、いいではないかと、その範圍には考へております。ただここで必要であるかどうか問題でありまして、私の方では、政治的、行政的に必要とすることでありまして、全然必要でないという結論はまだできないのでございませう。それでございませうから、必要であるかないかは、今後十分に慎重に検討いたしませんと申し上げられないと思ひます。ただいまのところそういうこととあります。

○吉田法晴君 調達庁にも法令上の根拠というところをお尋ねをしたわけですが、今の会計検査院のお話でも、予算

上防衛支出金ということになつておるから、項の名目がそうであるから、米軍の施設を提供するに必要な経費ということでは、予算上の予算承認なり、あるいは予算の性格には合致するのではないかと、要するに必要であるか、それを一応行政機關が判断をしておるのだと、こういうまあ御説明のようでありませうけれども、なるほど、もちろんその金は予算に防衛支出金としては計上されておる。しかしその金が任意に支出せられるということ、これは許されることではなからうと思ひます。あるいは予算の使途について款項に分かれて承認をされて、そして流用が認められない、それから出していく場合に、行政機關の行為が、あります場合に、その行政機關の行為は法令に基いてやらなければならぬ、こういうまあ二重の制約があるわけでありませう。性質としてどういふ性質のものか。補償ではないと先ほど言われた。補償でない行政措置という説明が、次長からもあつたわけですが、その補償でない行政措置をなし得る法令上の根拠がどこにあるか、こういうお尋ねをしたところが、法令上の義務経費ではない、しかし国の施策上必要だと考へる、その必要だと考へたというの、調達庁で考へた、こういうことだらうと思ひますが、法令上の義務経費ではないけれども、法令上の義務は出し得る根拠の法令を一つお示し願ひたい。これは重ねて次長にお願いいたします。

○政府委員(丸山信君) 施設提供のために必要な行政措置と考へまして、それが、先ほど防衛支出金中の施設提供費の中から出してよろしいものと考え

る。しかしそれをやはり實際的に支出の手續をとりますときには、お説の通り財政法等の法令の内容を要するわけにございませう。従ひまして、その法令に従ひ、大蔵大臣より目を新設していただきまして、防衛支出金の中の目として特殊区域等協力謝金という目を作つていただき、その目によつて調達庁と申しますと、總理府でございませうが、大蔵省の防衛支出金から總理府の方へ移しかえをいただきます。

○吉田法晴君 まあ予算上の措置、特殊区域の協力謝金というのですか、目新設の点はわかりました。予算に計上せられておるからといつて任意に出されるというところは、これはないでしよう。協力謝金といつても、その協力謝金が、たとえばあれは好ましい人間だからといふことで出されるということ、これはあり得ぬと思ひます。あるいは虫が好かぬからあれには出さぬといふことはあり得ぬと思ひます。これは言ひまでもなく国民の税金でございませうから、予算上の、あるいは財政法の根拠もございませうが、その財政法の根拠等も承わりたいと、こういうことをお尋ねをしたわけでありませう。御説明がございませうけれども、別な言葉で言ひならば、項によつてはこれは出されるでしよう。あるいは損害があつたからその損害を補償する、あるいは土地なり土地についてその対価を評価し、その上に立つて施設提供費を出していく、あるいは協力謝金を出していく、これは予算の目にはわかりましたけれども、その支出する場合に標準がございませう。なるほど調達庁長官が、先ほど述べられたような、跡地に一つ一反歩から五反歩までは幾ら

と、こういうあれがございませうが、それは何だといふその法的な性格も聞いたわけにございませう。それは単に調達庁長官がきめたといふことでなしに、それが対価であるのか、何であるのか、項ではないはずであります。その辺の性格をお示し願ひたい。

○政府委員(丸山信君) 施設の提供ができる限り円滑に迅速にするために、その地元関係者の切なる御協力を得なければなりません。その御協力を得るための必要な施策、その施策としては従来からいろいろございませう。たとえばその地元町村の道路改修、あるいはその他いろいろ公共施設を國が補助するといふようなことによつて、その提供の協力を得て仕事を進めると、こういうこともやつておりました。また場合によりましては、その地元部落等全般に、ある程度個々に見舞金を出すようなことによつて施設提供の仕事が円滑にすすむといふようなことも考へたこととございませう。今回飛行場の拡充に当たりましては、この事の重大、緊急性、また関係者の多いこと等、特に地元の知事さんの御協力を求めておつて仕事をしておりましたが、地元の関係者あるいは知事さんの御意見等によりまして、それによつては提供を円滑に進めるために、こういう直接関係者に、協力をされる方に対して謝金のようなものを出すことが最も適切である。かようなことから協力謝金の制度を考へまして、予算上必要な措置をとりまして支出いたしたい、かようなわけにございませう。

○吉田法晴君 今の御答弁の中の、道路を改修する、あるいは新築にしても、その御答弁ですが、道路を改修する費用は道路を改修する費用で公共事業費、それから見舞金と言ひますけれども、その見舞金も、補償といふふうには至らない程度で、これは損害の評価の程度の問題だと思ひますので、それと、精神的な、あるいはいろいろのもので、やはり損害を与える。それが補償といふに至らない程度の場合に見舞金を出す、見舞金といふ名前前で、厳密にそれだけの損害を評価する程度に至らない場合には見舞金を出す、これは實際にございませう。ところが今の協力謝金といふのは、土地の対価の一部分でもない、あるいは移転なら移転をする場合に、移転の損害の補償か、あるいは補償に至らない見舞金でもない。ただ協力をするかしんか、その協力といふ点も、これは何といふか、調達庁側から言われる協力か、協力でないかといふ点でありませうが、それを知事の要請によつて出すといふことである、精神的な協力をするかしんか、それだけ出される金ですか。

○政府委員(丸山信君) 精神的な協力はちよつと誤解を招くかと思ひます。協力といふものは、もちろん調達庁側と申しますか、國の施策上の協力と申しますので、實質的に政府が必要とする土地の提供、あるいは建物等、障害物の除却等、實質的な意味合いに對して、實際的に施策に合ふようなことをして下さるのが協力でございませう、単に精神的な意味合いの協力といふことではございませう。

○吉田法晴君 實質的な協力といふので、すけれども、物に對して、物の対価その他ではなくて、ただ協力を、せぬか、とにかく、これは實質的な

協力かもしれませんが、そういうものについてはあれならば、精神的なものではないかという事を言うわけですね。というのは、知事が要請したものであるという事もありますが、出そうと言われる、いわゆる条件派と言われる人たちにしても、たとえば補償について、農地については坪あたり幾ら、宅地については坪あたり幾らという要求がなされている。その評価の点についてはいろいろあるでしょう。あるでしょうが、これからの発展性等も見込んで出したか、出さぬかという点もありましょう。ところがこれは、あなたの言われる協力というか、あるいは提供するか、せぬかという方についても、補償の要求として具体的に出されておる。ところがそれじゃなくて、別に出すというのですから、それならそれは何だ、まあ条件派が出た云々という中に慰謝料というのがあります、それでもなさそうだが、ものがあわさりませんから、もう少し世間で通用するような説明を願いたいと思います。

要な施策の一つといたしまして、いろいろな施策がございますが、今回の実態におきましては、協力謝金を支給することが最も協力を得る必要な措置と考えてやられたわけでございます。

○吉田法晴君 それじゃお伺いをいたしますが、砂川以外はみな緊急じゃない。先ほど私は築城の例をお話いたしましたけれども、人をひき殺した。これが公用であるか、ないかという場合もございましょう。ひき殺した行為が公用であつたならば、これはすみやかに補償をしなければならぬだろうと思ふ。そういうのは緊急じゃなくて、砂川の点だけが緊急と考えられるのか。まあ築城の場合は別問題といたしまして、砂川以外は緊急でないと考えられておるのかどうか。それからもう一つ、施策という話ですが、その施策の性質を聞いています。あなたから私の納得し得るような説明がない。そうすると、いけば切りくずし費ということにしかならぬと思うのですが、そういう切りくずし費を国が出していいかどうか、緊急だということのために……これはほかの事例についても、もしそういう事例が財政法上も認められるという事になりますと、どこでもやるでしょう。緊急であるか、ないかはその行政機関が認めるだけで、そうしてその出し方については自分で判断をされて、その長官が、まあ一応各機関の長であります、その長で判断をすれば、いかにいかに出される。こういうことになるのですが、今の緊急というのは、ほかのものは緊急でないと言われるのか。それから施策というものは切りくずし費以外にはないのじゃないかと私は思ふのですが、ほかに何か性質

質がありますならばはっきりお答えを願いたい。

○政府委員（丸山信吾） 決して切りくずし費のような意味合いの考えはないのでございまして、砂川を例に出しますと、いわゆる条件派と反対派というものと二派がありますが、政府としましては、全体の関係者がぜひ国の施策に協力をいただいて、通常の買取契約なり、あるいは補償契約なりに応じていただく、かように考えて、全体の関係の方が施策に協力していただく、このために、この場合には協力謝金のようなものが必要である、こういうふうに考えておる次第でございます。なおこの緊急云々の問題でございますが、砂川にだけではないで、この制度の適用を考えておられますのは、五つの飛行場を対象に考えております。

○吉田法晴君 今の御答弁で、全体の協力を得たいというのですが、切りくずしのため金でなくて、全体の協力を得られるという事であるならば、あるいは買取の費用について、あるいはその他の点について条件を、これはいい条件をお出しになるという以外に私はなかりと思ふ。現にあなたたちは、先ほど言われたような協力謝礼金というものを提示された、しかし全体はおろか、大部分の人も、あるいはいわゆる条件派と言われた人について、ほとんどどこに言っても、まあ見向きもしないと言へば何ですが、結局七名くらいの方がそれではという話があつたという、全体の協力どころの話じゃない。条件派さえもとにかく得られぬ。それは動機が不純だからです。それから対象になつておる土地の所有者なり、住民というものをまじめ

に取り扱つて、そうして誠意をもって国が対処する条件というか、あるいは話をなさらないからだ、全体の協力を得られるか、得られないかということ、今の砂川の実態ではっきり出ておりますが、それでもやはりまだ全体の協力を得るための国の施策のこれが具体的な方策だと言われるのですか。

○政府委員（丸山信吾） 昨年の十二月以来、この協力謝金を中心としたしまして、都知事さんが全体の協力を得る、全体が国の施策に円満に話し合ひで進むように努力なさつておられました、ただいま現状の私どもが得ました情報といひますか、何では、いわゆる条件派の方々は、非常にこういうことで知事のあつせんのもとに国に協力しようということになつておると承知しております。なおいわゆる反対派の方々に對しても、知事にその点全体の協力を得るようにお願ひをしておるのが現状でございます。

○吉田法晴君 それじゃ、今のお話では知事が中に入つて、これだけのものを出したら片づくだろう、何とかなるだろう、こういうことで政府の方に出すように要請があつて、それで調達庁の方でできた金だ、こういうふうに今の御答弁は聞かれますが、さうですか、それに間違いありませんか。

○政府委員（丸山信吾） 当初から、調達庁では地元の御協力を得るためにはいろいろな施策が必要であり、いろいろな経費が必要であらう、かように考えておりましたので、さういふ意味合いのものを予算で考えておつたわけでございます。具体的に仕事が進みまして、すなわち調査もいろいろな騒ぎもございましたが、済み、これから砂

川の問題は、遺憾ながら強制的な調査状況になりまして、結果が出て、収用認定までいたしておるわけでございますが、これをなお権力的強制の処置によつて進むよりも、やはり話し合ひの円満な処置が大事である。さういふことで都庁の方ともいろいろ話し合ひ、相談いたしました結果、当初から考えていった地元の協力を得るための施策として、地元にもいろいろ要望があるが、そのうちのひとつとしては、やはり今の問題になつておりますように、協力謝金という方が最も適切である、さういふことで、いろいろな要望、要求のうち最も役に立つというものと、これを具体的にきめまして実施する、かような段階になつております。

○吉田法晴君 前の方は要らぬのです。今の協力謝金というのが適切であらう、さういふのが役に立つということとは、都知事からお話があつて調達庁は出すようにした、さういふことでございませぬという事を念を押しておるわけですか。いなや応の返答だけでけつこうです。

○政府委員（丸山信吾） 協力謝金の構想が都知事から初めて出たのでないという事を私は若干申し上げたのであります。

○吉田法晴君 一番しさいの協力謝金が適切であらう、役に立つというものは、それはさつきの返答でだれがしたと言つたのですか。

○政府委員（丸山信吾） それはいろいろ考えましたうちのひとつにさういふものがありまして、それが最も適切であらうという事は都知事との話し合ひでございました。

○吉田法晴君 会計検査院にお尋ねをいたしますが、もう少し具体的にやりとりをする必要があるのですが、先ほど示されたのは、補償ではない、これはまあ調達庁の方で謝金に努力した。土地の広狭が出ておられますけれども、それは土地の対価ではございせん。補償ではございせんから、一応書いてはございせんけれども、一段階なんですね。たとえば一反歩から二反歩になるというのでも、一反でも二反でも同じことになるのです。ただちよつと越す、これは一段階なんですね。だから広狭にはよつておられ、それから土地建物についてもそうであります。所有者、土地の場合は所有者と耕作者が一緒になっておりますから、所有者と耕作者とどういう工合に分けられるか、あるいは建物の所有者と賃借人、こういう工合に分かれますが、それらも別になっておりますから、どちらが率がいいかということになると、賃借人の方が率がいいということに、これは先ほどのあれでいつてみても賃借人は二十五万円、それからその他三十万円というのですから、賃借人のいいようにここにも出ておりますが、それは広狭によるのでもございせん。そこでいわば性格というところになりますと、補償とか、対価とかいうことでなくて、まあ見舞と申しますか、精神的なものに対する損害云々というところに、もしして説明するとすれば、それ以外になかろうと思ひますが、話を聞いておりましたも、それは考え方は調達庁にもあつたでしょうが、知事なら知事が中に入つて適切であらう、役に立つというところで出すようになったというとは否定できない。

ない。先ほど申し上げましたように、緊急であるか、ないかということが一つの行政機関の判断にまかせられ、それはどういふ工合に分けるかというところの規定は、これもいわば規則みたいな、その標準ですから、これを法律にするか云々という別問題であります。が、役所で勝手にきめる。そうしてそういうものが緊急であるか、ないか、適切であるか、ないかということ、施策として出されることは望ましいと考へられますか、どうか、その点一つ会計検査院の所見を承わりたい。

○説明員(保岡豊君) 御質問のポイントは、望ましいかどうかという御質問だと思つてます。その点につきまして、私こどもう少し調達庁の御説明を聞いておりましたも、こども話された以外にはございせんのではつきりしないのでございせん。また今の吉田先生の御質問なり、調達庁のやりとりなりを伺つておりましたも、はつきりしないものでございせんから、その望ましいとか、何とかいう私の意見は差し控へさせていただきます。この契約する……、おっしゃいますように補償ではない、補償ではないけれども、その補償なり何なりの契約をするために必要である、こういうことだけは確かなやうであります。だから先ほど申し上げた防衛支出金の項の目的には違反するとは言えないのではないかと、こういうことだけ申し上げることができると思ひますが、まあ望ましいか、望ましくないかを、こども私の意見として申し上げることは差し控へさせていただきます。と思ひます。

○吉田法晴君 項なり、それから先ほど目を新設した云々という説明がござ

いました。それは私も認めなければならぬと思ふ。今申し上げますように、緊急であるか、ないかというところは、これは行政庁の判断にまかせられる。しかもこれは一応基準らしいものがありまふ。基準も行政庁が作る、そうして支出をする。従つて、これは協力であるか、ないかという判断も、協力をしてくれるものであるか、どうであるかという判断も同じ行政庁がやるわけですから。そして支出をする。そうすると、どういふ事態が起るかというところは、これはもう私が申し上げなくてもおわかりだと思ふのですけれども、金はまあ任意に支出をされるという結果に近いものになる。そういうことが民主的な財政制度のもとにおいて、会計検査院は国の予算が法律に従ひ、あるいは財政法に従つて正しく使われるかどうかということ、これは検査する役目を持つておられる役所として、従つて行政庁、内閣とは一応独立をしておる。これは前からそうですけれども、監督機関として別の立場に立つておられるから、そういう行政庁が勝手に必要を自分で判断し、基準を自分で作り、そして協力するかどうかというところを行政官庁が自分で判断をして支出するやうなことが、会計検査院の立場から望ましいか、あるいは望ましくないと考へられるか、そこをお尋ねしておきます。

○説明員(保岡豊君) 吉田先生のおっしゃいますことはよくわかるのでございせんが、防衛支出金というものはその内訳がはつきりしないと、なかなか初めから予定をつけて、目の設定ができないというところで、予算でも目を付けておらない、項だけできめておるものでございせん。項だけできめておるものは望ましいか、望ましくないかと申しますと、これははつきり目的は目まではないと申し上げられまふけれども、予算審議におきまして、項だけ目まきまつていないというところがきまつたのでございせんから、それに対して会計検査院は望ましいとか、望ましくないとかいうことは、ちよつと申し上げられないと思ひます。そこで予算のときに目をきめないで項だけできめて、その項の目的だけをはつきりしておるといふ場合に、目を設定しないでそれを扱うときには、目を設定しなかつたらぬことに財政法になつておりますから、使るときに目を設定する、目を設定したその目が項の目的に外れていなければ、会計検査院はそれで法令上、財政法上差しつかえない、こういう判断をいたします。

○吉田法晴君 防衛支出金の場合に項だけで目がないうことが、まあ望ましくはない。しかしながら、実際に目がなくて、使るとき目をつけて使ふ場合に、その項の目的に反してなければ云々という点はわかるのですが、先ほど、これは一つの例ですけれども、もう一ぺん、何べんも繰り返すことになりまふが、その使途、緊急であるか、ないかという判断は行政庁がなし、そうしてその支出の基準もその行政庁が自分できめ、そうして個々の判断についても、同じ行政庁がみずから判断をして、支出すべきものに該当するかどうかというのを判断をして、そうして支出をするというやうなことは、これは望ましいか、望ましくないか、こういうことをお尋ねしておる。

というものは、たとえば補償の場合には広さがございせん。広さに応じてそれで単価を掛ける。その単価の計算の基礎というものは、これは出てくるでしょう。あるいは地価というものは、たとえば取用の場合には鑑定等もありまふ。それからほかにもいろいろ例があつたか、なかつたか、こういう客観的な条件も判断をしてきめるでしょう。それは行政庁なら行政庁の場合にも、補償なら補償についてならば、その単価について慎重なやり方検討がなされるでしょう、説明のつく……。それはできるでしょうが、この場合には、たとえば五十万なら五十万渡すについて、五十万円の領収書を取られるだけの話です。五十万円がなせ出てきたかというところは、これは領収書につきまふ。任意にこれはきまふでしょう。そういうことが望ましいかどうか、こういうことを申し上げておるわけですから。それから、こういう基準を作られたけれども、その基準はどういふ性質のものか、法律じやない、政令でもありません。政令でもありませんが、そういう任意の、法上の意味を持たない基準によつて作る。そうすると、恣意に行政庁だけの、単独の行政庁の判断だけで恣意に金の金が出て行くということになるが、そうすると、あるいは砂川の条件派の諸君が、かつてやつたことでもございせんが、水害なら水害補償金三百三十万円を猫ばきめたとする事件もある。どこへ行つたかわからない。そういう事件もあるのです。そういうことが起つて参る、任意に判定をして渡すということになるならば……、そうすると、そういうやり方は会計検査院として望ましいか、望ま

しくないかというのを申し上げておる。予算との関連なしに、そういう出し方について、好ましいか、好ましくないかということをお尋ねしておるわけです。

○説明員(保岡豊君) 先ほどからもよくわかっておりますが、好ましいか、好ましくないかというのを私どもから申し上げることは差し控えていた

だきたいと申し上げますのは、この項の目的は、政府が施策をすることは一応国会から許されておるものだと判断しておりまして、そうして今おっしゃいますように、補償におきまして、その基準は長官がきめるということがございいます。それから土地の補償以外のことにしても、協力謝金につきましても、先ほど説明がされましたような基準を一応作ってやる。この基準は非常に恣意であるというの、そうであるかもしれません。もう少し普遍的な何かの委員会で作った方が一番いいのかもしれませんが、まあそういういいか、悪いか、その程度の問題であり

まして、全然これは必要でない、こんなことをしちやいかぬということ、ちょっと出て来ないと思います。会計検査院といたしましても、項だけで目が設定してないのは非常に検査がやりにくいのでございます。目もはっきりしておりますと、そのままでちゃんと判断の基礎が、ものさがはつきりしているものでございますから、いいのでございますけれども、そうでない、このようなものの必要であるか、ないかを判断する、またこのきめられた基準、こういうものがないか悪いかというところを判断することは非常にむずかしいのであります。そのむずかしいと

いう意味におきまして、好ましか好ましくないかというのを申し上げますならば、むしろかしいという意味におきまして好ましくないと申し上げるのとができるかと思いますが、こういう施策をしたことについて好ましいか好ましくないかという批判は、ただいま前から申し上げますように差し控えています。

○吉田法晴君 調達庁なり、それから会計検査院なりに先ほどのような基準ですね。これは何ですか、たとえば私はほかのあれから言うならば、そういう補償でもない、会計検査院のあなただけの前の答弁によると、こういうものは出されたことはない。そういうものがない民間から出されたことはあつたかも知れぬけれども、国の機関からない。そうしますならば、新しい金を出すという事です。形式的な法律でなくとも、あるいは政令等によつて出すべき性質のものかと思うのですが、そういう点から言うならば、それはどういうものなんでしょうか。

○説明員(保岡農君) 先ほど御説明、
ございましたように、補償以外の道路を
作るとか、水道を引くとか、そういう
意味のものもございます。それは補償
以外の、補償の契約を結ぶ要件として
そういう土木工事をやつてやるという
ことも過去においてありました。その
ときも同じように目を設定いたしまし
てやつております。そういうふうにそ
のやり方は前にございましたけれど
も、今度はそういうやり方でなしに、
こういうふうなやり方でやる。このこ
とが頭からこいつはいかぬのだという
結論は私どもとしていたしかねておる
わけでございます。

○吉田法晴君 いや、今聞いているのは、いい悪いの点はとにかくとして、道路のやつは、これはたとえ道路に ついては法律は道路法の適用があるか ないか、それからその予算は公共事業 であるかないか云々ということではし ょう。そうじゃなくて、こういう性質は 皆認めておるような補償なり、対価な り、そういうもので損害賠償ではない

い。そうすると、協力に對する謀利金、それが精神的なものであるかどうかということは先ほどやりましたけれども、そういうものについて規定をするもの、これは何かということです。新しいとにかく今まであつた制度以外のエトワスに對するこれは規定でしよう。だからそのエトワスは何か、本体は何かということと、制度上こういうものは何ですかということを聞いておる。

○説明員(保岡豊君) そのおっしゃいますことが、たとえ条件として道略を作つてやるというものと同じではなないか、こうお答え申し上げたわけでご

○吉田法晴君　道路は先ほど言いますように、適用される法律から言うならば道路法云々、それからその金の点は公共事業から出す云々ということでしょう。それは施設を提供する云々という点から言うならば、あるいはそれが施設提供に協力を得るために作られておるといふことはあるかもしれません。実際的には……。実際のにはあるかもしれません。しかしながら、その性質は道路を作るといふことである、あるいは予算の点から言うならば公共事業費から出すか云々ということですね。あるいはそれは行政道路というものもある

るかもしれません。行政道路というものもあるかもしれませんけれども、行政道路以外のものもあるかもしれません。しかしそういう施設との関連でなしに、そのものは何か、補償費でない、それじゃ何か。それからその基準が一つできておりますが、その基準は法律でない、政令ではない、それじゃ何か、こーいのです。法的な性格を

問うているのです。

○説明員(保岡豊君) 今の私が申し上げます道路の件は公共事業費ではございません。防衛支出金から出した例がある、目を設定して出した例があると申し上げた。それから今根拠とおっしゃいますけれども……。

○吉田法晴君 性質。

○説明員(保岡豊君) 性質は、協力謝金というものは、この補償の契約をスムースに結ぶために必要なものである、これだけの性質しか今まで私は存じておりません。その出す基準は、先ほどおっしゃいました段階的にやっておりますが、それ以外には別に基準も

ないようでございます。その基準のよしあしは、今いいか悪いかは申し上げられませんが、その性質といたしましては、契約を結ぶのために必要なんだ、こういつて参りますと、ただ契約をしてくれたからチップを出すとかいうような性質ではないようなんですございます。契約を結ぶためにどうしてもそれは必要なんだ、それを出さなければ契約を結ばないんだ、こういうふうにも考えられるのでございます。補償ではございませんが、何かそれに契約をするに必要だ、こういう性質に私は考えております。

○吉田法晴君　今あなたは契約を結ぶために必要だと理解すると言われましたが、チップではないようだと言われましたけれども、広い狭いにもよらぬ損害賠償でも対価でもない。そうすると、結ぶために必要である云々といえはチップと同様の性質ではないですか、私はそうだと思うのだが。それはまあいみじくもそうでないと言われる

思ひのですが、そこまでわかる。そのままでわかるが、そうでない、よしあしについてはなぜ言ふぬかということをお互に先ほどからお尋ねしておる。もう一つ、過去においては民間においてはそういうものが出た。しかし国においてははそういうことを出した例はございませんと、はつきり言われた。その会計検査院が、そういうものが出されよう云々というのを私どもは指摘して、教えてあげたのか知らぬけれども、指摘いたしました。それについて、今までどういふことをやってこられたのか、これは別の人間が会計検査院に

行つて質問をした。あるいはどこかから質問をした点もございましょう。会計検査院法第三十五条によると、これは利害関係人の審査判定を求めるといふことが書いてございます。利害関係人の申し立てがなくても、国会においてこれだけ問題になつた、それについて会計検査院は何をしたか、あるいはどうういふ判断をしたか、あるいは調達庁なり調達庁について問ひ合せをした、そうしてどういうふうに判断した、どういうならまだわかるんだけれども、何にもしない、それからここにいても、事実を述べて何をしてもしあつても、言わぬ。ものの性質はわかつた、大

の借料でございます。それからまた一部のものが年々返還になつて参ります。が、そうしますとそれを原状回復なり何なりいたしまして補償して返しなす。その返還の経費、それから施設があるがためにその施設内あるいは近辺にいろいろ被害、支障を与える、こういうものの補償、また海岸における演習で申しますならば漁業制限がある、その制限に基づく補償、あるいは先ほどもちよつと出ました米軍自身が交通事故その他一般の国民に被害を与える、これの補償、申して見ますならば大部分は法律上の義務的のもの、あるいは補償においても基準によつて仕事をされておりますが、この基準によつてはまた補償が足りないというふうな状況のものもございます。あるいは長年賃貸契約でもって飛行場になつておる、これではけしからん、もうそういうことならばいつそ買つてくれというふうな、買取というふうなことになるます。そのようなことで実は経費の余裕と申しますか、使い切れなくて繰り越さなければならぬような事態にはないのが当分の予算でございます。

○田畑金光君 今の御説明の中で、施設提供等は多く法令に基いて支出をされておるが、まあそうでないものもあるというお話でありまして、その法令に基く支出の額と、そうでない、先ほど来問題になつておる行政権の判断に基いて支出されておる額との比率と申しますか、そういう内容についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) 三十年度、つまり本年度でございますが、この決算まではまだ三月になつておりませんからできておらないわけでございます

が、その実際の計画は本年全体で約七十八億の経費でございますが、そのうちの四十三億というものは借料でございます。半分越してあります。それから返還財産の補償、先ほど申しましたのは八億程度、それからその他の補償が十三億、それから既提供分で賃貸のものをどうしても買収に改めなくちゃいかんという不動産購入が八億、それからあとがいわゆる新規の拡張問題、お尋ねの点はこの新規拡張の問題からむかへて存じますが、これは例の飛行場の問題でございます。飛行場に関しては五つに対して当初十二億を予定しておつたのでございますが、いろいろ事情がございまして、実際の進捗がどうあるか、現在年度内に半分の支出があるであろう、六億程度と考えております。この六億の問題でも大部分は不動産の購入、その他の補償に当るわけでございます。それからいろいろ謝金の問題でお話がありました分は実は当初十二億、五つと予定しておつたもののうち、この提供を円滑にするための協力を得るための種々なる施策といひまして一億程度を考へておつた、かようなものが大体予算の実際上の内訳でございます。

○田畑金光君 お話によりまして、新規拡張の費用として、五飛行場を拡張するといふ目的のために十二億を予定していただけれども、年内には六億程度しか使用されない。そうなつて参りますと当然あとの六億は来年度に繰り越し、こういうことになつてきやうと思ひますが、そういうことになるのか。また昭和二十九年から昭和三十一年度までのような費用の繰り越し等はどうか。さうなつて先ほど来

の議論になつております謝礼金の問題であります。約一億をこれに予定されておるやうであります。すでに話し合ひがついて謝金として実際出す段階になつておるお金というものがどの程度に上つておるか。さらに話し合ひがついてないのが、本会計年度内に支出を予想されるのがどの程度に上るか。一億の金についてはこれは話し合ひがついて全部支出のめどができておるかどうか、この点等について御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) 当初飛行場拡張に予定しました十二億のうち実際の仕事で面を半分くらいしか年度内の処理ができてない、しかしその六億あと残りますのものをそのまま繰り越すというこゝには、繰り越しをいたしません。これは実は借料、あるいはその他の補償、不動産の購入、さしせまつていろいろのたくさんある案件がございまして、当初の計画ではまかない切れなかつた分、これに充當いたしますので、繰り越しはしない見込みでございます。来年度に行つて来年度飛行場の分は新たに来年度の予算に計上する、かやうになつております。

なお、今の謝金のうち一億を予定しまして年度内に処理できる分は、実は五飛行場のうち現在着手と申しますか手がけておりますのは、立川、小牧、横田の三飛行場でございます。そのうち小牧が目下話し合ひ最中、横田も話し合ひ最中、立川は半分ぐらいが話し合ひ最中、かような事情でありますので、その半額の五千万円程度かと存じます。

○吉田法晴君 時間が大へんおそくなつて参りましたから、なおお聞き

通り質問は残るのですが、またの機会にいたしまして、簡単に一時ごらまでには終るやうにしたいと思ひます。

会計検査院は独立の機関としての任務をお果しにならうとあままりしませんから、国会の意見を述べた調達庁の意見を聞いておきたいと思ひます。調達庁の次長は、砂川で防衛支出金の中から出された砂川の横田寄りについて水害のために出された三百三十万という金が全部関係者に渡らないで、その大部分がどこへ行つたかわからぬという事件があるということをお知らせ知ななにかどうか、これを一つ承わりたい。

○政府委員(丸山信君) 遺憾ながら私ただいまのところそのことを存じておりませんが、もし必要でございましたら、不動産部長も見えておりますから、調べて……。

○吉田法晴君 御存じなければお知らせをしておきますが、過去においてそういう事実がある。それは多少条件派と言われる人たちの動向を物語つておる。従つて、出されました条件、あるいはそれに依つて出されようという協力謝礼金といふものが、先ほど申しましたやうな補償金といふか、あるいは対価といふか、あるいは損害補償といふか、そういうちゃんとしたものでなければ、つかみ銭のような、今のやうな協力に對して出すと、こゝういったやうな金では、そういうやうに一部なり、あるいは大部分なりといふものがそれぞれ関係者に行かないといふ心配があるといふことを私は申し上げておきたい。これは調達庁にも会計検査院にも申し上げておきたい。それから次長は、この協力謝礼金で条件派のといひ

ますか、今半分ほどは云々というお話でしたけれども、過去の例から言ひましても、あるいはものの性質から言ひても、それからこのあれが出されました反応から言ひても、あるいは知事なり調達庁が考えられましたやうに、これによつて条件派なら条件派の人たちをも納得せしめるということは、私は不可能だと思ひます。もし私どもは条件派の中で、これに依つてやういふのは七名程度だと聞いておりますが、お話のやうに全体についてこゝういふ案で協力が得られぬといふことであるならば、こゝういふ案を撤回する、私の方からは撤回すると言ひますが、あなたの方からは言ひにくからうが、こゝういふやり方については再検討をするといふ御用意があるかどうか、伺つておきたい。

○政府委員(丸山信君) 私ども現状の情勢等から承りましたところは、砂川だけにつきましては、いわゆる条件派の方々は全部こゝういふ措置によつて御協力下さるというふうな承知いたしております。なお、横田等ももちろん全部このやうなことで円満なる話し合ひによつて買取契約なり補償契約なり進むやうに現在承知しております。小牧も大体五カ町村ほどありますが、そのうち三カ町村はもうあつた、あとの一カ町村にもすでに話し合ひが進む、こゝういふやうな態勢において全体において大体御協力を得られると、こゝういふやうに情勢報告を受け、情勢判断をいたしておりますので、この施策によりましてぜひともなるべく早く円滑に世間を騒がせました飛行場問題を片づけたいものと念願しております。

○吉田法晴君 それじゃお尋ねをいたしますが、砂川についていわゆる条件派と言われる人たちが補償要求が出た。それからその後最近に至りましてはなお重ねてあなたの方からこの協力謝礼金の案が提示された。その後条件派の中でなり合ひまで起つておるといふ事は御存じか。

○政府委員(丸山信君) その点は、詳細によく存じておりません。

○吉田法晴君 小牧はこれはだまして調査をした、これはまあそういうことを言いおつても時間がなくなりまして、省略いたしますが、先ほど聞いておるのは、あなたはこれで砂川についてもあるいはほかについてもいふと思つておられるようですが、私が聞いておるのは、こういうつかみ銭のような、政府として国が国民の税金を使うのでもありますが、土地を失うかどうか、こういう国民の一番犠牲をせしめられた諸君に対して提示する案としてはきつめてこれはふまじめな、あるいは不誠意な案ですが、その点については争ひ時間がございますから、こういうことはこれは政府としてはやるべきじゃない、こういうことを考へておりますが、こういうものでうまい行かんということがわかつたら、再検討をする、考へ直すという当然の調達庁がやるべき反省はなされますかどうか、こういうことを聞いておるのであります。

○政府委員(丸山信君) 現在のところ、これを改め、撤回する考へは持っておりません。

○吉田法晴君 その点についてはこれからいたしますことは、時間もこのとですし、またせつかく会計検査院に出て来ていただきましたけれども、十

分の目的を達しませんでしたから、別の機会にすることにいたしました。この間安田さんとの間でやりとりをして明らかにならなかつた点を一、二だけお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

砂川の今までの施設、区域の中で立川の方に滑走路を何フィート延べられたか、さくらの所まで。それから砂川の方に何フィート滑走路を延べられたか、合計何フィートに滑走路は今なつておるか。それからさくらのこれは外と望むのですが、四百坪の地域に米軍から要望によつて盛り土をしておられますが、その長さ、滑走路の方からその距離が何フィートになるのか承わりたい。

○政府委員(丸山信君) 滑走路の延長は現在ある五千フィートを七千フィートにする計画でございます。

○吉田法晴君 そんなことを聞いているのじゃない。今までであった問題が提起されたときに滑走路は五千五百フィート、五千フィートと言われたけれども五千五百フィート、これは現地ではかつたらわかる。もしわからなかつたらはかつていらつしやい。それを言うておられるのじゃない。その後それとわかつて立川の市会でも問題になつておられるが、これを見ればわかるのです。立川の側に滑走路が長くなつております。それを何フィート広げたか、あるいは立川の側に何フィートか延びております。私の見るところではそれぞれ千フィート、そうしてこれはさくらの外側からもしれませんけれども、米軍の要求があつて調達庁を通じて市長がやつたら立川の市会でも問題になつたのだが、盛り土がされておる。これはクリアランス・ゾーンに該

当するかどうか知らないが、その距離が何フィートあるか、こういうことをお尋ねしているのです。

○政府委員(丸山信君) お尋ねの点は立川の側の延長の話、これはおそろく内の現在オーバー・ランと称する滑走路の続きのこのオーバー・ランをなコンクリートの厚みを作りまして滑走路と同様の施設にしたものと存じますが、その点のお尋ねでございますが、その長さはどのくらいかちよつと資料がございませんで明確な数字をお答えできません。それから外の問題はこれは施設ではございませんとお尋ねします。盛り土云々の問題はあそこは飛行機の発着による爆風の被害が非常にある所である。そういうことのために土がえぐれておる状況が生じておる。これに關しましてはこれは米軍の行為に基く被害であるからというので補償措置を従来からとつたところのもので存じます。それを軍が地元の方の了解を得て手直しをした、そのことだと存じます。

○吉田法晴君 その施設の外であることは、私も先ほど申し上げました。私も認めておる。が、それを米軍の行為によつて爆風の影響を受けた、それは行為によつて行なうて行なうては補償をした、こういうことかもしれません。が、まあようわからぬのですが、そうじゃなく土盛りをした、しかも滑走路のその延長線だけ土盛りをしたのですから、それを爆風によつて取られたところを埋めた云々じゃなくて、米軍がその滑走路の延長として、それがオーバー・ランであるか何であるかはとにかくとして滑走路のその部分だけ延べたのですからまあ安全……、ク

リアランスするものかその辺はともかくとして、その延びた距離が幾らなのかということをお尋ねしているのです。それからもう一つ砂川の方に延びておるさつきの立川側のコンクリートの厚みをふやした云々というのですが、予備であつたものを滑走路に直した所が有りますが、その長さが何フィートあるか調べてないのである。

○政府委員(丸山信君) そのフィートの問題でございますので、これは詳細に調べた上で正確のところをお知らせ申し上げよう。ただ先ほどの施設外の問題、爆風による被害で穴を掘つた、これを従来は金額補償でやつておつた。この処置のために今度盛り土をして埋めた点だと存じます。これは別にその点が施設の拡張といふものではございませんで、なおその距離等は調査の上正確のところを御報告申し上げます。

○吉田法晴君 ではその三つの点について調べた上でもう一ぺんやりますが、今の金額補償であつたものを現物の補償というか盛り土をしたのだと言われるのだけれども、調達庁を通さずに市がやつたとは私は聞いておる。だから調達庁を通さないでなぜ市がやつたかと立川の市会でも問題になつた、こういうのですから、その後行つて調べたら別問題ですが、調達庁で金銭にかえて実際ここに施設提供費で盛り土をされた、こういうことじゃないと了解しておるのです。もう少し調べて来て下さい。

○政府委員(丸山信君) その点もう一回調べまして……。

○吉田法晴君 三点について調べた上でお願いいたします。それから先ほど

来不動産部長が答弁に来ておられるといふことですから御答弁願ひます。

○政府委員(大石孝章君) 吉田委員の御質問の築城飛行場調達の御質問は、まず防風林の伐採によりましてその農作物の被害に対する補償の点にお答えいたします。これは松原、船重両部落の海岸線に沿ひまして幅七十メートルから八十メートル、長さ二千五百メートルの防風林が伐採された。そのために関係の農地に被害が起きたといふ事案でございます。その原因は半分は旧日本軍に責任があるのでもございまして残りの半分は賠償したといふふうになつております。この問題は占領期間中のこととしたしましては昭和二十九年四月に五十八万四千円の見舞金を支払ひました。講和発効以降の分につきましては吉田先生御承知の特損法の対象の事案になるのじゃないか、こういうことでいろいろ研究を遂げたわけでございます。申し上げましたようにその原因が占領期間中の事案でございますので、特損法を直ちに適用するといふわけに参りませんので、特損法の基準を準用いたしまして、その計算方式のもとに計算いたしました結果、財政当局とも協議がととのひまして近く被害者に対してはお支払いをいたすことになつております。それから道路の点でございますが、道路はこの飛行場関係につきまして二点あるわけでございます。一つは行橋市の松原部落の關係でございますが、これは部落民が築城の地域に到達いたしますのに利用しておつたのでございまして、この飛行場の拡張のためにその道路がつぶれましたのでこれに代る道路を新設してほ

しいという要望でございます。この点につきましても、施策がなされておたことは私も関係機関の者といいたしまして遺憾の点があるわけでございますが、なぞおかれておたかという点につきましても、大体この拡張計画そのものが非常に途中におきまして変更がありましたためにその道路にかかるかからなかつたかといつたような事案の吟味があつたわけでございます。ところがその区域の決定もありましたので、その後地元からの要望にこたへまして関係省すなわち公共道路でございますから実施の所管は建設省の道路局になるわけでございますが、施設区域の関係でございますが、そういう関係から調連庁にも関係するといふようなことでもいろいろ協議があつたわけでございます。また建設省におきましてはこれを實現いたすべく予算折衝もいたしましたが、予算上の理由から實現を見ることはできなかつたような経緯もございました。しかし関係各省におきましていろいろ協議の結果三十一年度予算でこれを実施するといふふうに決定いたしましたことを御報告いたしておきます。

それから道路の問題でも一つあるのでございますが、これは稲垣地区の農地の中で射撃場に通じますところの道路が米駐留軍に使用されておる、従つて実施の米駐留軍の不法使用ではないかといふ事案でございます。この点につきましてはこの農地は旧軍時代に飛行場の誘導路として使われておた場所でございますが、終戦とともに関係地元の方に払い下げが行なはれて農地として使用されておたが、前にさういふような関係もありましたので大体地元の方は道路として通行することとはまあいたし方ない、ただししかしそのまゝ使つてもらつては困るのであつて、これを国においてむしろ道路として使つてほしいといふという御要望でございます。この点はまことに御要望の通りだと判断いたしましたので、私どもの方でも近くこれを施設区域として成規の手續をとつて米駐留軍の方に提供するか、あるいは行政協定第三条の路線権としてはつきりした形にしたいと存じております。今までのこの被害を受けた点につきましては、これは内部の議論でございますが、行政協定の十八条の関係事案としてその損害賠償を支払うべきであるかどうかといつたような議論もございしますが、いずれにしても、少くとも関係用地につきまして借料相当額の補償額は当然出すべきものといふふうに判断いたしております。

それから溜池につきましても、これは先ほど申し上げました松原部地区の飛行場拡張の際に、国有地にありました溜池が壊滅せられたといふために灌漑用水が不足している、この溜池を新設されたいといふ地元からの御要望でございます。その件につきましても、私どもの方ですでに昭和二十六年に、溜池から関係の農地に通じます水路三本に対してその補償金といたしまして九十万円支払い済みでございますが、しかしながらこの溜池がなければ今までの受益者であつた関係農民が耕作上困るという事案でございます。この農業経営に与へますいろいろな被害の程度、それからこの溜池に關係農民が慣行上水利権を持つておたものかどうかといつたような点、それから技術的にいかなる場所にどんなものを設置したらよろしいかといつたような、いろいろな要素がありますので、その点で私どもの方から農林省農地局の方に調査と立案を依頼いたしました。その結果、農林省の方から担当主任官が現地に向かひましていろいろ調査いたしました結果、関係の農地に對しまして、やはりさういふ代替施設が必要であるといふおおむねの結論が出たわけでございます。近く農林省の方でも具体的に技術的ないろいろな施策を立案いたしまして、私どもの方に相談するようになっておりますので御了承をいただきたいと思ひます。

小倉の林田さんの問題は非常に錯綜した問題でございます。これは結論はさういふことでございします。現在の代理人との間に国は契約いたしております。大体講和発効後今日まで約三十九万円ほどの賃借料をお支払いしてゐるのでございしますが、林田さんは地主の岡田さんという方との間に、国から支払います賃借料の取り分に關して若干の争いがあるように承知いたしておりますが、円満に解決できるのではないかと今ふに判断いたしております。ただこの総額をもつと増額するかどうかといふ点につきましては、この耕作といふのは、これはまあ花を作つておられるのださうでございしますが、耕作権の關係上農地の所得で計算いたしておりますので、当該年度々々の基準でやつております關係上増額はできないものと判断いたしております。以上でございます。

○委員長(小柳牧衛君) 別に御発言もなければ、本件につきましては調査はこのくらいにしておきたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さうに決定いたしました。これをもちつて散会いたします。

午後一時十九分散会

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、東北地方の薪炭手当に關する請願(第四九一號)(第五二二號)(第五五六號)(第五七七號)

一、京都府綾部市上林地区の地域給に關する請願(第五二〇號)

一、京都府福知山市の地域給に關する請願(第五三九號)

一、公共職業安定所職員の俸給調整に關する請願(第五四〇號)

一、京都府久御山町の地域給に關する請願(第五五五號)

第四九一號 昭和三十一年二月十三日受理

東北地方の薪炭手当に關する請願

請願者 宮城県名取郡秋保村 伊藤彦太郎外十五名

紹介議員 高橋進太郎君

東北地方では、融雪とともに来るべき冬に備へて採暖用薪炭の確保、副食物の備蓄に不斷の意を要するのであるが、更に晩秋ともなり寒波の襲来するころになれば、冷害にたたかれ吹雪にさいなまれその生活や就業、環境は一変し保温、衣類、住居等に要する費用は実に多額であり現在の寒冷地手当のみでは到底まかなない現状であるから、是非とも、当地方に薪炭手当を支給せられたいとの請願。

第五二二號 昭和三十一年二月十五日受理

東北地方の薪炭手当に關する請願

請願者 山形県東田川郡山添村 大字上山添字神明前一〇五 富樫多右衛門外十五名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第四九一號と同じである。

第五五六號 昭和三十一年二月十七日受理

東北地方の薪炭手当に關する請願

請願者 岩手県盛岡市上太田岩手太田郵便局内 鮎沢繁次郎

紹介議員 川村 松助君

この請願の趣旨は、第四九一號と同じである。

第五七七號 昭和三十一年二月十八日受理

東北地方の薪炭手当に關する請願

請願者 宮城県志田郡鹿島町 平渡字東錢神七 鈴木新蔵外十五名

紹介議員 高橋進太郎君 三浦義男君

この請願の趣旨は、第四九一號と同じである。

第五一〇號 昭和三十一年二月十四日受理

京都府綾部市上林地区の地域給に關する請願

請願者 京都府綾部市故屋岡町 神子谷二合番地 福井秀雄外二名

紹介議員 大野木秀次郎君

今回綾部市に合併した旧鹿地城(上

村)の地域給が、無級地であるため、綾部市の中心地から二十キロの半径内で、二級、一級、〇級の三段階に分かれていたばかりか、人事院の勧告案によると、更に、三級、二級、一級、〇級と四段階に分かれることになり、誠に不合理であると共に、合併地域は、交通費、生活費等が割高で、教員の人事交流に大きな支障となつてゐるから、同地域の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第五三九号 昭和三十一年二月十六日受理

京都府福知山市の地域給に関する請願
請願者 京都府福知山市長 天野博外一名

紹介議員 竹中 勝男君

京都府福知山市の地域給は、市の中心部が三級地、周辺部が二級地と無給地とに分れてゐるが、中心部と周辺部との間に何等地理的、経済的差異がないばかりでなく物価等も他の三級地と全く差を認められない実状であるから、現在二級地及び無給地となつてゐる本市周辺部の地域給を三級地に指定せられたいとの請願。

第五四〇号 昭和三十一年二月十六日受理

公共職業安定所職員の俸給調整に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町一ノ七労働省内全国職業安定所職員組合統一協議会内 熊川広衛

紹介議員 竹中 勝男君 山本 經勝君

最近の雇用、失業情勢はますます悪化の傾向をたどり、職業安定行政機関の

活動はいよいよ重大な意義を加えてきたが、その第一線機関である公共職業安定所においては、(一)業務量が増加しながら定員が削減されていること、(二)他省庁に比較して職員の給与はきわめて低いこと、(三)職安の業務実態は現業と同様であること、(四)職安行政はきわめて危険性をもつてゐること、(五)職安の業務は常に有機的連携により運営されてゐること等の理由により、公共職業安定所に勤務する全職員に対し俸給額三号調整の適用をせられたいとの請願。

第五五五号 昭和三十一年二月十七日受理

京都府久御山町の地域給に関する請願
請願者 京都府久世郡久御山町長 西村正作外四名

紹介議員 大野木秀次郎君

京都府久御山町は、宇治市に連る京都市の衛星地域に属し、交通、文化、産業等において日日隆昌に向いつつあるから、昭和二十九年十一月衆、参両院の人事委員会が決定した本町の地域給改訂をすみやかに実施せられたいとの請願。